

## 令和6年12月清須市議会定例会会議録

令和6年12月2日、令和6年12月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦

総務部長	岩田喜一
危機管理部長	飯田英晴
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長	丹羽久登
建設部長	長谷川久高
会計管理者	三輪好邦
教育部長	石黒直人
監査委員事務局長	吉田敬
企画部次長兼企画政策課長	林智雄
総務部次長兼総務課長	檜本雄介
総務部次長兼収納課長	辻清岳
危機管理部次長兼危機管理課長	舟橋監司
市民環境部次長兼生活環境課長	松村和浩
健康福祉部次長兼児童保育課長	吉野厚之
健康福祉部次長兼健康推進課長	古川伊都子
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長	前田敬春
人事秘書課長	岡田善紀
財政課長	服部浩之

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	後藤邦夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿島康浩
議事調査課主任	速水真由美

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号））の承認について
- 日程第 6 議案第54号 清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第55号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第56号 清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第57号 清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案
- 日程第10 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第60号 清須市基本構想の策定について
- 日程第13 議案第61号 令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案
- 日程第14 議案第62号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 日程第15 議案第63号 令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第16 議案第64号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第17 議案第65号 令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第18 議案第66号 令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第19 報告第 8号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第20 発議第 3号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

（ 傍聴者 1名 ）

( 時に午前9時30分 開会 )

議長 (岡山克彦君)

おはようございます。

令和6年12月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番松岡議員、6番山内議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (岡山克彦君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間と決定いたします。

日程第3、「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配布してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年8月分から9月分までの現金出納の検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書が議会宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第2号から日程第19、報告第8号までを

一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第4、諮問第2号につきましては、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日、採決したいと思います。

採決の方法は、人事案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

日程第5、承認第5号については、担当部長から内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

その後、日程第6、議案第54号から日程第19、報告第8号までの14案件につきましては、担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

なお、日程第6、議案第54号から日程第18、議案第66号までの13案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、12月4日正午までに発言通告書を提出していただき、12月9日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

日程第19、報告第8号につきましては、報告案件ですので、担当部長より内容の報告を受けるのみとします。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(岡山克彦君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第2号から日程第19、報告第8号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長(永田純夫君)登壇 >

市長(永田純夫君)

おはようございます。

本日は、令和6年12月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提出をいたします案件は、市長提出議案等のとおり、人権擁護委員の諮問1件、専決処分の承認1件、条例の一部改正案3件、条例の廃止案1件、公の施設の指定管理者の指定2件、基本構想の策定1件、一般会計等の補正予算案6件、専決処分の報告1件でございます。

それでは、各案件につきまして、順次、提案理由を説明いたします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、松川茂代氏を人権擁護委員として引き続き推薦することについて、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

松川茂代氏の経歴は、御配布いたしました市長提出議案等の2ページに記載をいたしました。

承認第5号「専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号））の承認について」につきましては、衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る所要の補正を行ったことについて、地方自治法の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正額は2,834万円を追加し、予算の総額は310億3,173万5,000円となりました。

議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」につきましては、花咲地領ブロックを構成する西枇杷公団の廃止を契機に、自治会の設置や廃止に関する情報を遅滞なく発信するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、児童手当法の一部改正による特例給付の廃止に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に対応するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号「清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案」につきましては、清須市西枇杷島会館を廃止するため、条例を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、清須市夢広場はるひの指定管理を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号「公の施設の指定管理の指定について」につきましては、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号「清須市基本構想の策定について」につきましては、令和7年度からの市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を策定することについて、清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」につきましては、ふるさと寄附金の増収見込みに伴う返礼品等の経費を増額するほか、人事異動などに伴う人件費等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は7,516万5,000円を追加し、予算の総額は311億690万円となります。

議案第62号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案」につきましては、人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は1,809万円を減額し、予算の総額は63億1,745万6,000円となります。

議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」につきましては、人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は91万3,000円を減額し、予算の総額は53億5,425万6,000円となります。

議案第64号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案」につきましては、人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は28万5,000円を減額し、予算の総額は19億1,920万5,000円となります。

議案第65号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」につきましては、人事

異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は315万5,000円を減額し、予算の総額は3億5,281万1,000円となります。

議案第66号「令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」につきましては、人事異動などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は227万3,000円を減額し、予算の総額は42億4,092万1,000円となります。

報告第8号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」につきましては、道路管理上の瑕疵（かし）に係る事故について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岡山克彦君）

提案理由の説明が、終わりました。

これより諮問案件の質疑を行います。

それでは、提案説明のありました日程第4、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います

諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に松川茂代氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認め、松川茂代氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、承認第5号「専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号））の承認について」、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第5号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和6年12月清須市議会定例会市長提出議案等の3ページを御覧ください。

承認第5号

専決処分した事件（令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号））の承認について  
地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

4ページを御覧ください。

6年専決第9号

専決処分書

令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月9日

清須市長、永田純夫

この一般会計補正予算（第3号）を専決処分した理由は、10月9日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置の必要が生じたため、地方自治法の規定により、10月9日付けで専決処分を行ったものです。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定は1画面設定のまま、令和6年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。第3号の分になります。

専決第9号

令和6年度清須市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度清須市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億3,173万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

16款県支出金、補正額2,834万円の増額、3項県委託金です。

3ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、補正額2,834万円の増額、4項選挙費です。

それでは、4ページの次のページ、ここから一般会計補正予算（第3号）に関する説明書になります。

少し飛びますが、8ページ、9ページ御覧ください。

まず歳入です。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、補正額2,834万円の増額、3節選挙費委託金です。説明欄を御覧いただきまして、衆議院議員総選挙事務委託金の新規計上です。この後、歳出で説明をする衆議院議員総選挙費の特定財源10分の10です。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙費、補正額2,834万円の新規計上、1節報酬から13節使用料及び賃借料までです。説明欄を御覧いただきまして、職員人件費及び衆議院議員総選挙費の新規計上です。まず職員人件費は、選挙事務従事職員時間外勤務手当など1,079万3,000円の新規計上、衆議院議員総選挙費は、投票管理者、投票立会人に係る報酬など104万4,000円の新規計上、事務費は、ポスター掲示場製作設置委託料、選挙公報配

達委託料など1,650万3,000円の新規計上です。

承認第5号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

これより承認第5号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

承認第5号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本件は承認されました。

日程第6、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第54号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定を2画面表示にさせていただき、市長提出議案等の5ページと令和6年12月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の4ページを御覧ください。

議案の5ページです。

議案第54号

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、花咲地領ブロックを構成する西枇公団の廃止を契機に自治会の設置や廃止に関する情報を遅滞なく発信するため、規定を整備する必要があるからです。

6ページを御覧ください。

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、「町内会等」を「自治会」に改める文言の整理です。

第2条の改正は、見出しを含み、「町内会等」を削る文言の整理です。

別表の改正は、提案理由でも説明をしましたが、自治会の設置や廃止に関する情報を遅滞なく発信するため、別表から「町内会等名」の欄を削ります。今後は、ブロックを構成する自治会の認定基準等を規定した要綱の別表に「ブロック名及び自治会名」を規定し、あわせて、ホームページでも自治会に関する情報の発信を速やかに行います。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第7、議案第55号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第8、議案第56号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」の2案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 ＞

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長、丹羽です。

議案第55号について御説明いたします。

市長提出議案等の9ページと説明資料の5ページを御覧ください。

議案第55号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、児童手当法の一部改正による特例給付の廃止に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案等の10ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。

説明資料の5ページの三つ目の丸を御覧ください。児童手当法の一部改正による特例給付の廃

止に伴い、特例給付に係る規定を削除するものです。

附則になります。

この条例は、公布の日から施行するもので、第2項において経過措置を定めております。

議案第55号の説明は、以上になります。

続いて、議案第56号について御説明いたします。

市長提出議案等の11ページと説明資料の6ページを御覧ください。

議案第56号

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に対応する必要があるからです。

議案等の12ページを御覧ください。

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。

説明資料の6ページの三つ目の丸を御覧ください。介護保険法施行規則の一部改正による地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について改正するものです。

附則になります。

この条例は、公布の日から施行するもので、第2項において、関係条例の引用条項の整理について定めております。

議案第56号の説明は、以上になります。

議長（岡山克彦君）

日程第9、議案第57号「清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案」、日程第10、議

案第 58 号「公の施設の指定管理者の指定について」及び日程第 11、議案第 59 号「公の施設の指定管理者の指定について」の 3 案件について、教育部長より内容の説明を求めます。

石黒教育部長。

＜ 教育部長（石黒直人君）登壇 ＞

教育部長（石黒直人君）

教育部長の石黒でございます。

議案第 57 号から議案第 59 号まで続けて御説明をさせていただきます。

市長提出議案等の 15 ページ、併せて説明資料の 7 ページをお願いいたします。

まず議案の 15 ページです。

議案第 57 号

清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提案するのは、清須市西枇杷島会館を廃止するため必要があるからです。

16 ページを御覧ください。

清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案

清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例

清須市西枇杷島会館設置条例は、廃止する。

それでは、説明資料の 7 ページを御覧ください。

三つ目の丸です。廃止の理由です。西枇杷島会館、旧西枇杷島庁舎及び西枇杷島市街地住宅は、耐震性が確保されておらず、西枇杷島市街地住宅の居住者の全員が令和 6 年 9 月 30 日までに退去したことから、建物を除却することに伴い、西枇杷島会館を廃止するものです。

それでは、議案の 16 ページにお戻りください。

附則です。

施行期日です。

第 1 項、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

つぎに、条例の廃止に伴う清須市社会教育施設運営委員会条例の一部改正です。

第2項、清須市社会教育施設運営委員会条例の一部を次のように改正する。

別表、西枇杷島会館の項を削る。

議案第57号の説明は、以上です。

続きまして、議案第58号について御説明いたします。

市長提出議案等の17ページ、併せて説明資料の8ページをお願いいたします。

まず議案の17ページです。

議案第58号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

清須市夢広場はるひ

2、指定管理者となる団体

(1) 名称

TRC・名古屋三越グループ

(2) 所在地

ア、株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号、こちらが、代表者となります。

イ、株式会社名古屋三越

名古屋市中区栄三丁目5番1号、こちらは、構成員となります。

指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

つぎに、指定管理者の選定結果についてです。

説明資料の8ページを御覧ください。

三つ目の丸です。プロポーザル方式による指定管理者候補の選定の結果です。100点満点中60点以上の採点をした委員は、8人全員でした。総得点800点中619点で、平均77.

4点でありました。TRC・名古屋三越グループを指定管理者として選定いたしました。

議案第58号の説明は、以上です。

続きまして、議案第59号について御説明いたします。

市長提出議案等の19ページ、併せて説明資料の9ページをお願いいたします。

まず議案の19ページです。

議案第59号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）

2、指定管理者となる団体

（1）名称

スポーツマックス・三幸共同事業体

（2）所在地

ア、株式会社スポーツマックス

名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、こちらが、代表者となります。

イ、三幸株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4、こちらは、構成員となります。

3、指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

つぎに、指定管理者の選定結果についてです。

説明資料の9ページを御覧ください。

三つ目の丸です。プロポーザル方式による指定管理者候補の選定の結果です。100点満点中60点以上の採点をした委員は、7人全員でした。総得点700点中518点で、平均74点であったスポーツマックス・三幸共同事業体を指定管理者として選定いたしました。

以上で、議案第57号から議案第59号までの説明を終わらせていただきます。

議長（岡山克彦君）

日程第12、議案第60号「清須市基本構想の策定について」、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

＜ 企画部長（河口直彦君）登壇 ＞

企画部長（河口直彦君）

企画部長の河口でございます。

私からは、議案第60号について御説明いたします。

市長提出議案等の21ページ、そして、別冊となりますけれども、清須市第3次総合計画基本構想（案）もお願いいたします。

まず提出議案の21ページです。

議案第60号

清須市基本構想の策定について

別冊のとおり清須市基本構想を策定することについて、清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、令和7年度からの市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を策定するため必要があるからです。

主な内容を御説明いたします。

別冊の基本構想（案）の1ページをお願いいたします。

清須市の基本理念につきましては、これまでの本市の考え方や大切にしてきた理念を継承しつつ、より清須らしさを発揮していくため、安心、快適、魅力、そして、はぐくみ、これら四つをまちづくりの基本理念に掲げます。

3ページをお願いします。

清須市の将来像につきましては、これまでの第2次総合計画で掲げてきた将来像を継承することを基本としつつ、先ほど申し上げました四つの基本理念を基に、第3次総合計画の将来像を

「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」とすることといたします。

4 ページをお願いします。

行政運営の方針につきましては、今後、一層厳しさを増すことが予想される本市の行財政運営を取り巻く状況の中で、より一層市民のニーズに応じていくための取組を進めていくために、方針1としまして、総合計画に基づく行政運営の推進、方針2として、持続可能な行政運営の推進、そして、方針3としまして、効率的で質の高い行政運営の推進、これら三つを行政運営の方針と定めます。

5 ページをお願いします。

七つの政策につきましては、目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標として、次の七つを掲げます。

政策1、安全で安心して暮らせるまちをつくるでは、防災・減災対策を強化するとともに、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

政策2、子どもの笑顔があふれるまちをつくるでは、安心して結婚・出産・育児ができる環境づくりを推進し、子どもたちの成長を地域全体で見守ることができ、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

6 ページをお願いします。

政策3、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる。こちらは、市民のこころとからだの健康を守ると同時に、人々の暮らしを地域全体で支え、誰もが健やかに自分らしく生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

政策4、便利で快適に暮らせるまちをつくる。こちらでは、市民の生活基盤を固めるとともに、環境保全に資する取組を推進することで、利便性に優れ、自然と調和した快適に暮らすことができるまちを目指します。

政策5、魅力に満ちた活力のあるまちをつくる。こちらは、豊かで歴史的な資源を生かして、観光誘客を促進するとともに、市内産業の振興を図り、魅力に満ちた活力あるまちを目指します。

7 ページをお願いします。

政策6、豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくる。こちらは、誰もが生涯にわたり、生きがいを持って自分らしく生活することができ、豊かなこころとからだをはぐくむことができるまちを目指します。

最後に、政策7、関わる人々の思いを大切にすまちをつくる。こちらは、デジタルトランスフォーメーションの推進等に積極的に取り組むとともに、市に関わる人々の思いを大切に、共につくりあげるまちを目指します。

これら七つの施策を方針として掲げることといたします。

議案第60号の説明は、以上となります。

議長（岡山克彦君）

日程第13、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田喜一君）登壇 >

総務部長（岩田喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第61号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第61号

令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度清須市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,516万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311億690万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

15款国庫支出金、補正額279万2,000円の増額、2項国庫補助金です。歳出事業に連動したマイナンバーカード交付事務費補助金269万2,000円の増額と性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金10万円の新規計上です。

16款県支出金、補正額150万円の増額、2項県補助金です。歳出事業に連動した首都圏人材確保支援事業費補助金の増額です。

18款寄附金、補正額7,087万3,000円の増額、1項寄附金です。ふるさと寄附金が当初の見込みを上回ったことによる7,000万円の増額、社会福祉事業への指定寄附金5万円の増額及び子育て支援事業等への指定寄附金82万3,000円の増額です。

3ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、補正額55万3,000円の増額、1項議会費です。人事異動などに伴う人件費の増額です。なお、この後の2款から10款まで各款にわたり、それぞれ人事異動などに伴う人件費の補正を行っています。

2款総務費、補正額1億7,702万8,000円の増額、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、歳入で説明をしました、ふるさと寄附金が当初の見込みを上回ったことに伴う返礼品など委託費で3,461万7,000円の増額。

なお、本補正予算における収入超過額1億5,515万5,000円については、財政調整基金に積み立てることとしました。この第5号補正後の財政調整基金現在高は、24億786万5,000円となります。また、社会福祉事業への福祉寄附金5万円は、福祉基金に積み立てることとしました。

3款民生費、補正額5,756万6,000円の減額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。主なものは、歳入で説明をしました性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金を財源とした保育所等性被害防止対策支援費15万円の新規計上です。

4款衛生費、補正額2,287万4,000円の減額、1項保健衛生費と3項上水道費です。

6款農林水産業費、補正額266万4,000円の減額、1項農業費です。

7款商工費、補正額686万3,000円の増額、1項商工費です。主なものは、歳入で説明をしました首都圏人材確保支援事業費補助金を財源とした、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費200万円の増額です。

8 款土木費、補正額 1 5 1 万 9, 0 0 0 円の増額、1 項土木管理費と 4 項都市計画費です。

9 款消防費、補正額 2 7 8 万 1, 0 0 0 円の減額、1 項消防費です。

1 0 款教育費、補正額 2, 4 9 1 万 3, 0 0 0 円の減額、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。主なものは、歳入で説明をしました子育て支援等への指定寄附金を財源とした放課後子ども教室費 8 2 万 3, 0 0 0 円の増額です。

4 ページを御覧ください。

第 2 表、債務負担行為補正です。

表にあります 4 事業の追加です。

上から西枇杷島庁舎等解体事業です。西枇杷島庁舎等の解体設計などを行います。期間は契約の締結をする令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額、支出予定額は令和 7 年度 5, 3 0 2 万 4, 0 0 0 円です。

つぎに、清洲公園駐車場整備事業です。清洲公園駐車場の増設工事を行います。期間は契約の締結をする令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額、支出予定額は令和 7 年度 1 億 5, 4 0 0 万円です。

つぎに、夢広場はるひ管理業務指定管理者委託事業です。指定管理者は T R C ・名古屋三越グループ、期間は契約の締結をする令和 6 年度から令和 1 1 年度まで、限度額、支出予定額は令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間で 7 億 9, 9 2 5 万円です。

最後は、新川地域文化広場管理業務指定管理者委託事業です。指定管理者はスポーツマックス・三幸共同事業体、期間は契約の締結をする令和 6 年度から令和 1 1 年度まで、限度額、支出予定額は令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間で 2 億 9, 3 5 9 万円です。

議案第 6 1 号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第 1 4、議案第 6 2 号「令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計計補正予算（第 3 号）案」及び日程第 1 6、議案第 6 4 号「令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案」の 2 案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第62号について御説明いたします。

それでは、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の31ページを御覧ください。

議案第62号

令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,809万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,745万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

32ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、補正額1,809万円の減額、1項他会計繰入金です。内容につきましては、職員給与費における一般会計からの繰入金の減額です。

33ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、補正額1,809万円の減額、1項総務管理費です。内容につきましては、職員人件費の減額です。

議案第62号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第64号について御説明いたします。

令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の59ページを御覧ください。

議案第64号

令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,920万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

60ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

2款繰入金、補正額28万5,000円の減額、1項他会計繰入金です。内容につきましては、職員給与費等における一般会計からの繰入金の減額です。

61ページを御覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、補正額28万5,000円の減額、1項総務管理費です。内容につきましては、職員人件費の減額です。

議案第64号の御説明は、以上でございます。

議長（岡山克彦君）

日程第15、議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

< 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 >

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

議案第63号について説明いたします。

それでは、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の45ページを御覧ください。

議案第63号

令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,425万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正予算」による。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

46ページを御覧ください。

歳入を御説明いたします。

3款国庫支出金、補正額2万円の増額、2項国庫補助金です。

4款支払基金交付金、補正額2万7,000の増額、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、補正額1万2,000円の増額、2項県補助金です。

7款繰入金、補正額97万2,000円の減額、1項他会計繰入金及び2項基金繰入金です。

47ページを御覧ください。

歳出を御説明いたします。

1款総務費、補正額101万2,000円の減額、1項総務管理費です。

3款地域支援事業費、補正額9万9,000円の増額、2項一般介護予防事業費です。補正内容になります。一般介護予防事業に従事する会計年度任用職員の人件費です。

議案第63号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第17、議案第65号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）号案」、日程第18、議案第66号「令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」及び日程第19、報告第8号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」の3案件について、建設部長より内容の説明及び報告を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第65号より説明させていただきます。

タブレットのmoreNOTEの設定は1画面表示のまま、令和6年度水道事業会計下水道事

業会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第65号

令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は、総則です。

令和6年度清須市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出です。

令和6年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額2億3,832万2,000円、補正予定額として12万円を減額し、計2億3,820万2,000円。

第2項営業外収益、既決予定額2,485万5,000円、補正予定額として12万円を減額し、計2,473万5,000円。

つぎに、支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額2億3,804万円、補正予定額として24万円を減額し、計2億3,780万円。

第1項営業費用、既決予定額2億3,081万7,000円、補正予定額として24万円を減額し、計2億3,057万7,000円。

第3条は、資本的支出です。

予算第4条本文括弧書中「3,942万9,000円」を「3,651万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額1億1,792万6,000円、補正予定額として291万5,000円を減額し、計1億1,501万1,000円。

第1項水道施設費、既決予定額1億109万3,000円、補正予定額として291万5,000円を減額し、計9,817万8,000円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額2,239万円、補正予定額として303万5,000円を減額し、計1,935万5,000円。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

続きまして、2ページを御覧ください。

令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画です。

（1）収益的収入及び支出

収入です。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金、補正予定額12万円の減額につきましては、人事異動等に伴う児童手当負担金の減額です。

支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、補正予定額24万円の減額につきましては、人事異動などに伴う人件費の減額です。

（2）資本的支出

1款資本的支出、1項水道施設費、1目配水設備工事費、補正予定額291万5,000円の減額につきましても、人事異動などに伴う人件費の減額です。

議案第65号の説明は、以上です。

引き続き議案第66号について説明をいたします。

同じ資料の11ページを御覧ください。

議案第66号

令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は、総則です。

令和6年度清須市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出です。

令和6年度清須市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用、既決予定額16億1,763万7,000円、補正予定額として413万8,000円を減額し、計16億1,349万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額14億4,620万5,000円、補正予定額として413万8,000円を減額し、計14億4,206万7,000円。

第3条は、資本的支出です。

予算第4条本文括弧書中「5億3,916万1,000円」を「5億4,102万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額26億2,555万7,000円、補正予定額として186万5,000円を増額し、計26億2,742万2,000円。

第1項下水道施設費、既決予定額19億5,824万4,000円、補正予定額として186万5,000円を増額し、計19億6,010万9,000円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1) 職員給与費、既決予定額6,271万8,000円、補正予定額として201万8,000円を減額し、計6,070万円。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

続きまして、12ページを御覧ください。

令和6年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画です。

(1) 収益的支出

1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、補正予定額413万8,000円の減額につきましては、人事異動などに伴う人件費の減額です。

(2) 資本的支出

1款資本的支出、1項下水道施設、3目建設総係費、補正予定額186万5,000円を増額につきましては、人事異動などに伴う人件費の増額です。

議案第66号の説明は、以上です。

それでは、最後に、報告第8号について説明をさせていただきます。

タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示に戻していただきまして、市長提出議案等の23ページと説明資料の19ページを御覧ください。

報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同法第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年12月2日提出

清須市長、永田純夫

提出議案等の24ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、建設部所管分です。

専決処分年月日、令和6年8月30日、発生年月日、令和6年7月21日、相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございます。損害賠償の額は7万6,191円です。事件概要は、清須市清洲本町1607番1地先の道路において、当該道路に開いていた穴が原因となる自動車の車体下部の損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

報告第8号の説明は、以上です。

議長（岡山克彦君）

日程第20、発議第3号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、福祉常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

このような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第20、発議第3号「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者であります林議員より、提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

林議員。

< 14番議員（林真子君）登壇 >

14番議員（林真子君）

議席14番、林真子でございます。

発議第3号の意見書案の内容について説明させていただきます。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年12月2日提出

提出者、清須市議会議員、林真子

賛成者、清須市議会議員、成田義之、浅井泰三、久野 茂、伊藤嘉起、加藤光則、大塚祥之、  
松岡繁知

1枚はねていただきまして、意見書案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM<sub>2.5</sub>などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては、咳、痰（たん）、息切れを特徴とする。

現在COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで、進行を遅らせたり急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。

また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により、身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは、循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは、実際に治療を受けているのは約36万2,000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断、早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

一つ、地域におけるCOPDの検査体制の強化

地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師、保健師等により、正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底

画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査方法の開発と普及

一つ、受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入

COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること

COPD関連の厚労料研究費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化

一つ、COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識、経験に基づく適切な指導の展開や学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進

COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年〇月〇日

清須市議会

厚生労働大臣、財務大臣宛て

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、発議第3号につきまして御賛同いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（岡山克彦君）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は、散会といたします。

なお、次回の本会議は、12月4日水曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦勞さまでした。

（ 時に午前10時46分 散会 ）